

第23期火災予防審議会人命安全対策部会（第8回）速記録

1 日 時

平成31年1月31日（木） 10時00分から12時00分まで

2 場 所

J Aビルカンファレンス 310A（千代田区大手町1-3-1）

3 出席者

(1) 委 員（敬称省略：五十音順）

石毛 しげる、大宮 喜文、唐沢 かおり、鈴木 恵子、西澤 真理子、長谷見 雄二、
藤野 珠枝、三井 雅貴、村上 弘、山岸 敬子

（計10名）

(2) 東京消防庁関係者

予防部長、参事兼予防課長、予防部副参事（予防技術担当）、査察課長、査察技術係長、
予防対策担当係長、係員2名

（計8名）

(3) その他

鈴木 健志（総務省消防庁予防課違反処理対策官）、傍聴人3名

（計4名）

4 議 事

答申（案）について

5 資料一覧

- (1) 前回第7回部会の意見概要…………… 資料1
- (2) 建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保 答申（案）…………… 資料2

6 開 会

事務局から、委員10名が出席している旨の報告が行われた。

7 議事

【事務局】

おはようございます。火災予防審議会人命安全対策部会第8回部会を始めさせていただきたいと思
います。

本日は部会長が欠席のため、火災予防審議会の運営に関する要綱第12条に基づき、部会長より代理
として、【委員】をご指名いただいております。よろしく願いいたします。

また、本日、昨年10月より新たに委員になられました、東京都議会警察・消防委員長にご参加い
ただいております。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行は、部会長代理にお願いしたいと思
います。よろしく願いいたします。

【議長】

おはようございます。

それでは、本日、会議次第に従いまして議事を進めたいと思
います。

初めに配付資料の確認をいただいた後に、議事次第の資料1、資料2についてご説明いただ
ければと思
います。よろしく願いいたします。

【事務局】

資料の確認をさせていただきます。

1番上が会議の次第になっております。資料1「第7回部会の意見概要」、資料2「建築物の効率的な
維持管理による防火安全性の確保」という答申の案をつけさせていただいております。この答申の案文
の中に、図表と参考資料1～3をそれぞれ別に綴っております。資料は以上です。

それでは、説明を始めさせていただきます。まず、資料1をご覧ください。

資料1につきましては、前回、第7回部会での意見概要となります。前回は答申の骨子を示させていただきました。その内容についてのご議論をいただきました。そのご意見を反映し、資料2の答申案を示させていただきます。

資料1の説明は割愛させていただいて、資料2の中で詳しく話をしたいと思います。

それでは、資料2、答申の案となります。

今回、図表と並べて見ていただけるように分けて綴っておりますので、同時に見ていただきながら話を進めたいと思います。

それでは、目次の説明をさせていただきます。

これまでの議論の方向性で示していた内容を目次に挙げております。その内容については、答申書の中に反映させておりますので、後ほど説明させていただきます。

1 ページ目の1「はじめに」ということで、諮問の経過等を記載しております。

2「自主防火管理に関する制度と立入検査の意義」ということで、現在の制度についてまとめております。

続いて、3「立入検査の現状」とし、この現状に対する課題を4「現状の課題」で挙げております。

5「効果的な行政指導に向けた提言」、6「建物関係者による自主管理体制の充実・継続に向けた提言」としております。

最後に、7「おわりに」でまとめております。

それでは、本文に入らせていただきます。2ページをご覧ください。

1「はじめに」で、東京消防庁管内の立入検査の対象となる建築物が著しく増加しており、40万棟を超えているという現状。また、今後は建築物を新築するだけでなく、既存のもの増改築、改修、用途変更などによる活用が活発になることが予想されていること。また、IoTのような技術も出てきて、建物の維持管理への活用が期待されていること。このような背景を踏まえ、今期の火災予防審議会は、平成29年7月に「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」について諮問をされております。

昨年度は、災害時に建築物の利用者の安全を確保するために必要な自衛消防活動のあり方について、集中的に審議をされまして、自衛消防活動中核要員制度の見直しなど、早急に対応が必要な事項が、平成30年3月に中間答申として取りまとめられました。

本年度は、近年の立入検査の実施状況等を踏まえ、**「効率的な行政指導」と「効率的で適切な自主管理体制の充実」**について審議を行ってきました。

以上の内容で、「はじめに」を書かせていただいております。

続きまして、2「自主防火管理に関する制度と立入検査の意義」ということで、(1)「自主防火管理制度の概要」についてです。概要については、図表の10ページ、図1に示しております。

消防法における防火対策の基本は、建物関係者による自主防火管理が基本となっております。

自主防火管理とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て実行することで、全ての建物において建物関係者が自主的・主体的に行うものとされております。

その中で、特に多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物につきましては、消防法第8条により「防火管理者」を定めるなど、建物の管理について権原を有する者は、防火管理の実効性を確保することが義務づけられております。

防火管理者の資格概要につきましては、図表の11ページ、表1に示しております。

防火管理者は、消防計画の策定、訓練の実施、設備の点検・整備、火気の使用に関する監督、避難施設の維持管理等、防火管理上必要な業務を行わなければなりません。

防火管理者の選任が必要な建物内に、所有者、占有者が複数いる場合には、それぞれごとに防火管理者を定める必要があります。

また、建物内に複数の防火管理者がいる建物につきましては、統一性のない自主防火管理が行われることにより、弊害がでる可能性があるために、建物全体の防火管理を統括する統括防火管理者を定めまして、全体についての消防計画を策定するという必要があります。

統括防火管理者というのは各防火管理者に対し、必要な措置を講ずるべきことを指示できることとしておりまして、統括防火管理者と各防火管理者の関係及び役割分担を明確化しているところです。

続きまして、本文3ページ、11列目「(2)立入検査の意義」です。

図表の図2も同時にご覧いただければと思います。図2は「立入検査の概要」を示しておりまして、平成29年中のデータとなっております。

「立入検査」というのは、行政監督の立場で、消防機関が建物・危険物施設等に立ち入り、建物関係者が履行すべき消防法令の順守状況や自主防火管理の実施状況について検査や質問を行って、火災予防上の法令違反や不備欠陥事項についてその是正を促し、関係者が是正しない場合には、警告、命令、代執行または告発等を実施して、是正させるという一連の行為をいいます。

このような状況で、3「立入検査の現状」について説明させていただきます。13ページの図3をご覧ください。

青の棒グラフで示す立入検査対象物は毎年増加を続けていまして、平成29年度では41万8,000棟となり、平成10年から比較しますと、20年で倍増しています。

図4をご覧ください。近年は建物が大規模化・高層化しており、この図で示しますように、平成20年から平成29年の約10年間で、延べ1万平米以上の建物は1,187棟増加しており、21階以上の建物は269棟増加しています。

一方、もう一度上の図3に戻っていただきまして、立入検査の件数は、年により若干の増減はありますが、近年では減少傾向にありまして、平成29年中に実施した件数は約4万棟となります。これは現在の全対象物に対する割合としては、1割程度という状況になっています。

このような立入検査が減少している背景としまして、建物の大規模化、複雑化による立入検査1件当たりの業務量の増加や、違反是正指導に重点を置いた業務への移行、また、13ページの図5に示しますように、査察を専従で実施する査察専従員という職員が減少したこと等が、要因として挙げられます。

14ページ、図6をご覧ください。査察専従員による立入検査の状況です。平成29年中の立入検査は約1万棟であり、そのうち違反指摘のなかった建物は約半数になります。また、立入検査での指摘により、早期に不備事項を是正している対象物が2割程度存在する一方で、違反指摘をし、指導を行っても、是正に至っていない対象物も3割程度存在しているという状況です。

その下、図7につきましては、立入検査で違反指摘された建物の割合となります。事務所ビルにつきましては、比較的適正な自主管理がなされている結果と思われるのですが、違反を指摘する割合も減少傾向になっております。一方で、特定用途の複合ビル、いわゆる雑居ビルのようなものにつきましては、その違反指摘の割合が増加している傾向がみえます。

その下、表2に示しているのは、立入検査によって違反指摘をした後の、違反処理件数になりますが、警告、命令、告発ともに減少しているということが分かります。

以上が、3「立入検査の現状」です。

これらの「立入検査の現状」に対して、4「現状の課題」、4ページ目の6行目からになります。3番の現状に対して課題を抽出し、(1)から(5)まで挙げております。

(1) 全ての立入検査対象物に対して、これまでどおりの頻度で立入検査を行うことに限界が生じている。

(2) 違反が是正されないなど、防火意識の低い建物関係者に対しては、徹底的な違反処理で警告、命令、告発を実施し、建物の安全性を確保する必要があるが、査察専従員のマンパワーが不足しており、それらの措置が十分に行えていないということ。

(3) 違反指摘のない建物にも均一に立入検査を行うなど、合理的ではない。

(4) いまだ特定用途の複合ビルには違反指摘される割合が高い。

(5) 実施した立入検査の約半数で違反指摘がなく、事務所ビルではその割合が高いことから、そのような良好な建物を増加させ継続させる手法が必要である。

このような課題から、効率的な行政指導と建物関係者による自主管理体制の充実・継続について、検討・審議を行ってきたという内容になっております。

続きまして、ここからが審議の主な内容です。

4ページの5「効率的な行政指導にむけた提言」について説明したいと思います。

繰り返しになりますが、立入検査の対象となる建物が著しく増加し、それらが高層化、大規模複雑化している現状の中、限られた行政資源で、最大限の人命安全対策の効果が得られるように、効果的で適切な行政指導を展開していかなければならないということをまとめております。

(1)「火災危険の高い建物への立入検査執行体制の強化と防火意識の低い関係者に対する違反処理の徹底」です。

現に法令違反のある建物や自主防火管理が確立されていない建物、火災危険が見込まれる建物等に、立入検査の実施などマンパワーを集中させなければならない。さらに、効率的な業務推進により、立入検査執行体制の強化や「命令」・「告発」等の法的措置の権限行使など違反処理の強化に取り組まなければならないという提言としております。

(2)「AI技術を活用したビッグデータの解析による指導の優先度判断」。こちらは、15ページ図

8のようなイメージです。

火災危険の高い建物等に指導を集中させていく上で、より効果的に優先度を判断できるように、AIの技術を活用しまして、これまで東京消防庁で蓄積した火災データに加えて、気象データなどのオープンデータを加えることで、火災危険性を客観的に解析して、その有効性を探るべきであると提言しております。

一方で、火災危険の高い建物等に指導を集中することによって、立入検査の頻度がこれまでより低くなる良好な建物に対しましては、後に説明させていただきます6番の方策によって、適切な防火管理が維持されていくように誘導していく必要があるという提言としております。

(3)「ICT等を活用した効果的な立入検査の実施」、こちらは、16ページの図9のようなイメージです。

査察専従員のほか、年間の立入検査実施件数の7割程度が消防隊員によって実施されているということから、限られた職員で効率的に、かつ、効果的に立入検査ができるように、分かりやすい映像教養資料を作成・活用することなど、査察専従員だけではなく消防隊員を含めた、継続的な職員の育成を推進しなければならない。さらに、査察専従員以外でもより高度な検査ができるよう、ICTを活用した支援ツールの利用も検討すべきであるということ。また、立入検査に係る建物関係者の負担軽減や消防機関の効率的な立入検査の執行を目的としまして、建物全体の法令適合状況を確認するのではなくて、自主防火管理の状況に応じて、確認箇所を抽出した部分的な立入検査の実施も積極的に取り入れていくべきであるという提言としております。

(4)「業務委託による効果的な指導」ということで、査察専従員が立入検査の実施や違反對象物への指導に集中できるように、民間事業者への委託が可能な内容で、その内容が効果的と考えられる業務については、費用対効果を検証しながら、民間事業者への委託を推進すべきであるということ、こちらにつきましては17ページの図10で示しております。

「外部委託を活用した消防用設備等点検結果の報告率」なのですが、今まで各消防署で別々に職員が実施していたものを集約して業務委託をした結果、報告率に上昇が見られましたので、「防火対象物定期点検結果報告」についても、同様の手法でその効果を検証していくべきであると書かせていただいております。

(5)「民間事業者や他行政機関が保有する建物情報等の活用」ということで、多くの建物の防火安全性を向上させるために、法令に基づく使用開始届や防火管理者選任届により、消防機関が建物の情報などを把握して、それを端緒としまして、法令順守や防火安全のための指導を行っていくということが重要になってきます。

しかし、東京消防庁管内には40万棟を超える立入検査対象物が存在していることや、事業所(テナント)等の入れかわりも激しい状況の中で、現在の建物の使用状況を明確に把握するために、民間事業者や他の行政機関が保有する建物情報の活用も積極的に推進していくべきと書かせていただいております。

17ページの図11に示しておりますが、1つの例としまして、例えば地図事業者が収集する建物や入居テナントの情報等と、当庁で保有するデータベースとのマッチングを行って、今まで把握できていなかった建物や事業所情報などを把握していく試みをしていくべきと考えております。

他の行政機関が保有する建物状況等については、目的外の使用を考慮しながら、慎重に検討する必要はあるが、建築行政の特定建築物定期検査報告に関する情報や、食品衛生行政の飲食店営業許可に関する情報、警察機関の風俗営業許可情報など、防火安全性確保のために重要な情報について、東京消防庁が積極的に働きかけ、情報共有を図っていくことが望ましいと書かせていただいております。

また、建物の入居や管理に直接携わる不動産業界とのより一層の連携についても検討が望まれると記載しております。

ここまでの5「効率的な行政指導にむけた提言」となっております。

続きまして、6「建物関係者による自主管理体制の充実・継続にむけた提言」ということで、前の5(1)で提言しました、火災危険性の高い建物への指導の集中・強化によって、良好な自主防火管理をしている建物を中心として、今後は立入検査の実施間隔が長くなることが予想されるということ、また、昨今の社会情勢から、既存建物の有効活用により、事業所の用途や使用形態の変更が活発になることが考えられます。

このような状況の中で、建物の防火安全性が適切に維持されていくためには、建物関係者による効率的で適切な自主防火管理体制を構築することが重要です。

既に、東京消防庁では自主防火管理を含む、適正な防火体制を評価する制度としまして、継続的に消防法令の違反がなく、かつ、法令以上の取り組みを行う建物を評価する「優良防火対象物認定表示制

度」を運用しているところです。建物内に法令違反がないことを前提とした評価は、管理権原が分かれていて、テナントの入れかえが多い複合ビルについては、適用のハードルが高いという声が多く聞かれております。

また、適切な自主防火管理体制を構築するには、支援環境の充実も必要となりますので、こうしたことを踏まえて、自主防火管理がより一層充実するために、次に挙げるような新たな仕組みの構築や環境の整備を初め、既存の制度を含めた検討に早急に取り組まなければなりません。

(1)「適正な自主防火管理体制が確保されている建物の評価」として、適正な自主防火管理の充実・継続を促進するため、建物内の防火管理者の選任や自衛消防訓練等の防火管理上必要な業務の履行状況をみずから点検し、その結果が良好である、あるいは法令違反が発見されても速やかに改善できるなどの良好な自主防火管理体制が構築されている建物を評価し、そのことを対外的に示すことができる仕組みを検討すべきであると提言させていただいております。

また、この内容につきましては、次の①から④について留意して検討していく必要があります。

①として、評価は建物所有者からの申し出に基づき行うものとし、手続や評価の方法は関係者の過度な負担とならないよう、ニーズを十分把握しなければならない。また、火災危険の高い建物等への指導体制に影響が出ないように、消防機関の業務負担についても考慮するということ。

②として、自主防火管理に係る信頼性の向上のため、評価には防火安全に対し一定の知識・技術を持つ資格者（防火安全技術者や防火対象物点検資格者等）を活用していくということ。なお、これらの資格については、18ページの表3に示させていただいております。

③として当該制度が広く活用されるように、評価された建物へのインセンティブを設定するということ。

④として、運用に当たり、既存の評価制度である「優良防火対象物認定表示制度」や「防火対象物適合表示制度」について、事業者や都民にとって理解しやすい形になるよう、制度の位置づけや運用内容等を再度整理することとしております。

続いて、(2)「関係者が適正な自主防火管理が行える環境の整備」としまして、東京消防庁は、自主防火管理を指導・誘導していただくだけではなく、その一層の充実に向けて、積極的に防火管理者等を支援する環境を整備しなければならないと書いております。

①「自主防火管理に有益な情報やツールの一元化した提供」についてです。現在の防火管理者への支援体制としては、東京消防庁ホームページ上での各種情報発信がありますが、ヒアリング調査・アンケート調査によると、発信されている情報が知られていないことや、有益なコンテンツが少ないと感じていること、防火管理業務に重要な情報を探しにくいということが分かり、自主防火管理への活用はほとんど行われていないという現状がありました。なお、ヒアリング調査・アンケート調査については、参考資料1～3にまとめております。

このようなことから、オンライン上で提供する情報やサービスで、防火管理に有益なものを集約するとともに、一層の充実を図り、防火管理者等が活用しやすいよう、ポータルサイト等で情報の一元化を提供すべきであると書かせていただいております。

将来的には、IDの認証などにより防火管理者ごとのログインページができるなど、防火管理者と消防機関との接点となれば、情報共有や情報収集等で活用の幅が広がるであろう、としております。

②「防火管理業務に活用できる情報や新たな行政サービスの提供」としまして、自主防火管理が充実するよう、建物関係者のニーズを捉え、防火管理業務に活用できる情報や新たなサービスを提供しなければならない。

実態調査では、自主防火管理を支援するポータルサイトをはじめ、消防計画の作成ツール、防火管理に関するQ&A、立入検査時の確認項目や指摘事項と罰則の解説等に対する要望が多く、その他にもさまざまなニーズが確認できました。建物関係者や防火管理者等により必要とされる支援が異なることから、可能な限りさまざまな情報発信やサービスを検討すべきであり、提供される情報やサービスは、陳腐化しないよう、日ごろからニーズの把握に努めていくべきと記載しております。

③「届出等の電子化の推進」。実態調査では、多くの書類を消防署に提出する労務負担の軽減と書類のデータ保管による効率化などを理由として、届出の電子化に対する要望が多く挙げられております。防火管理者が本来の防火管理業務により一層取り組むことができるように、届出等の電子化を推進しなければいけないと書かせていただいております。

(3)「防火に関する情報発信及び法令内容等の周知方策の充実強化」です。従来よりさまざまな媒体で行ってきた都民への防火に関する情報発信や法令内容の周知についても充実強化していかなければならない。また、本答申で提言された新たな仕組み等が広く活用され、効果的なものとなっていくように、建物関係者だけへの周知ではなく、都民への周知方策についても十分検討しなければならないと書いて

おります。

7番にまとめとして、本答申では、査察対象物が増加している現状から、5、6のような提言を行い、これらの提言の具現化に早急に着手しなければならないと書かせていただいております。

また、今後もICTやAIのようなさまざまな新しい技術が実用化されていくことが予想されることから、積極的に新しい技術に対する情報収集を行って、防火防災分野に活用されている場合は柔軟に対応するなど、効率的に防火安全が確保されるように指導していくことが必要であるとし、まとめとしました。

説明は以上です。

【議長】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました答申案について、ご意見等いただければと思います。前回の第7回部会で意見をいただいておりますけれども反映されているか、表現の強弱なども含めて、ご意見、コメント等いただければと思います。

まず、答申案の3ページ目の26行目に「20, 200棟」とあるのですけれども、これは「202, 000棟」の間違いでしょうか。

【事務局】

そうです。

【議長】

では、そこは修正いただいて、よろしいですか。

何かご意見ございますでしょうか。

【委員】

前回、答申のトーンについて、効率化という観点を前に出すのではなく、新しいシステムが、災害により強い体制を目指すものであるというポジティブなところも強調するほうがよいというご意見が、何人かの先生から出たと思うのですね。それを考慮して少し書き加えていただいていると思うのですが、もう少し強く書かれるのかなと思っていました。

どこまで書くかは難しいところもあるかと思いますが、答申全体のつくりを見たとき、最初の問題の設定として、管理するためのリソースが足りないということがまず書かれていますので、その枠組みで読み進めていくと、消防庁側の負担を軽減するためにシステムを作りましたと解釈されかねない。それは残念だと思いますので、必要な加筆や表記の工夫があるとよいのかなと思います。

関連してご検討いただきたいのは「自主」という点の扱いではないかと思います。「自主管理」という言葉が頻繁に出てきますし、キーワードになっているのですけれども、「自主」というのが今回の制度では重要なポイントだと思うのですね。優良なところが自主的に防火管理を行っていく、つまり他から管理されるから、監視が入るから行うのではなく、自主を促す制度が整い、使いやすくなることで、それを使う側の自主性がいっそう高まるというようなポジティブなサイクルです。外圧ではなく、自らそれを重要と思うからこそ行うという内発的な動機づけに基づく防火管理を促す制度として、うまく回っていくということもあるかと思います。このような点、管理と自主性のバランスをどうとるかという話は、防火だけではなく、さまざまな制度設計においても問題になるところかとは思っています。

自主に向けてということは、6で詳細について記載はされていますので、ある程度の手当てはされていると思うのですけれども、ここの意義について、例えばまとめの箇所などで、もう少し強調されると、この制度が自主性というものを醸成して、将来的にはよりよい防災体制につながっていくというストーリーが見えやすくなるかもしれないと思いましたので、その点をお考えいただければありがたいと思います。

【議長】

事務局でご理解いただけましたか。よろしいですか。

【事務局】

はい。

【議長：大宮委員】

他、何かございますでしょうか。

【委員】

前回欠席をして分からないところもあるのですけれども、今の【委員】のご意見と重なるかと思うのですけれども、4ページの「現状の課題」で、(3)に「違反指摘のない、防火意識の高い建物にも均一に立入検査を行うなど、合理的ではない」の「合理的ではない」というのが引かかるのですけれども、それで違反指摘のないものがたしか半分ぐらいあるのですよね。防火意識を維持してもらうことが大事なので、だから、放っておいたら悪化してしまうかもしれないのですよね。何もしなかったら。

これに対応する対策としては、この後に、例えば「適正な自主防火管理体制が確保されている建物の評価」と、あと、いろいろな提言が書かれているので、だから、違反指摘がなくて、きちんとしているところの、それをどうメンテナンスするかということが大事なので、ここに書いてある「合理的」といきなりポンと出てきてしまうと、これはただ単に、さっき【委員】のご意見ではないですけれども、リソースがないから減らしましょうねと聞こえてきてしまう、その危険が大きいと思うのです。

この(3)が要るのかという感じも、その下のほうに(5)があつて、ここは事務所ビルに限定されているのですが、ここは違反指摘がないものが多いのですかね。だからここはちゃんと「良好な建物を増加させ継続させる手法が必要である」と書いてあるので。だから、これに吸収されてしまうのではないかな。

それで、違反指摘のないものまで今までのとおりやるのかという疑問のほうは(2)に吸収されてしまうので、(2)と(5)を書き直せば、そちらのほうで済んでしまう気もしたのですね。前回いないので、どういう議論があつたかは分かりませんが。

【委員】

続きで今のところでいいですか。私もここの「現状の課題」のところは気になっておまして、今、【委員】がご指摘した「合理的ではない」というのは、その「合理的ではない」という文言の前提としては、小さなリスクのところは費用をかけるよりも、大きなリスクのところは費用をかけたほうが良いという前提があるから、こういう「合理的ではない」という文言が来るのだと私は理解しているのですけれども、そこのところがクリアになっていないというか、小さなリスクに大きなコストをかけるのが合理的ではないという前提があるからこれだから、急にこれが出てくると唐突なのではないかなと思っていて、まず、それが1点目です。

それと、ずっと読んでいたのですが、ここの部分がいま一つまだ分かっていなくて、ここの方針は、立入検査をして、違反の指摘のあるところが問題だというふうに終わっているのですけれども、どうして違反の指摘をしても改善しないのが問題かという、その次がないから、別に指摘されても放っとけばいいではないかというか。つまりこれは、火災のリスクを小さくするために違反検査をしていて、その指摘を改善することが、そのことにとって重要であるということと、その先の、指摘されても改善されないとか、もしくは複合ビルのようなところは火災のリスクが高いというエビデンスがないので、ここで言う必要ないのかもしれないのですけれども、つまり、立入検査は何のためにするのかというところの、その先がないのですよ。だから、何か腑に落ちないというか。言っている意味分かっていただけるかどうか。

ですから私、前か、その前の部会でも申し上げたのですけれども、別にAIの技術を使わなくても、統計的処理で、建物の属性と火災の発生率と、そこをエクセルか何かでやれば、恐らくある程度の相関データは出てくると思いますし、消防庁さんはそれをお持ちになっているのではないかなと思うので、少なくともそのエビデンスがないままに、ここで終わっていることが私にはしっかりこなくて、文言では確かに書いてあるのですけれども、違反指摘される割合が多い、だから何なのだということがない。だから、違反指摘が多くて、そういうところは火災のリスクが高いのだということまで言わないと、何か私にはしっかりきていなくて。そこはそんなにすごいもの、ICTとかAIを使わないまでも、少なくともエクセルのチャートで、割とデータを入れれば簡単に出てくるのではないかなと。私、今日、それを期待していたのですけれども、そういうものを見るのを。ずっとそのことは言っている気がするのです、そこのところですよ。

【庁内関係者】

まず1点目のご意見についてですが、消防法における防火対策の基本は自主防火管理であるので、自主防火管理の実態や現状についてしっかりと明確に書くことで整理ができるのではないかなと思います。

また【委員】からご意見がありました。このような査察の戦力が足りない中で、東京の安全をトー

タルに確保するためには、違反のない防火意識の高い建物に立入検査を行うのではなく、防火意識の低い建物に対し強力に行うべきであって、そうすることでトータルに安全を確保できるのではないかという大前提がありますので、記載方法については検討したいと思います。

それからもう一つ、違反が是正されず残っているということは、その建物のリスクが高いまま放置されているということで、その建物を利用する人たちのリスクも高いままであるので、そこをどこか答申の中で記載しようと思います。

【委員】

そこがよく分からないのです。いつもそこでとまってしまっていて、そういう建物は感覚的には高いとおっしゃっているのですけれども、データとしてあるのではないかなど。

【庁内関係者】

以前、小部会で、飲食店に対する立入検査と火災の関係の資料を出しておりますし、やはり違反があるということは、その建物のリスクを普通の状態から悪くしているわけです。答申にはそこまで具体的に、明確に書かなかったのですが。

【委員】

そうなのですね。あと、この書き方も同じようなところで「複合ビル」というのと「事務所ビル」というのも、複合ビル、つまり火災のリスクが高いのは、恐らくそういう飲食店だということをおっしゃりたいのですよね。

【庁内関係者】

雑居ビルだということです。

【委員】

雑居ビルというのはつまり、何が雑居なのかという。いわゆる風俗が入っているのか、食べ物を作る場所なのか、油を使うところなのかというのが、何かちょっとよく分からないので。

【庁内関係者】

では、火災の実態と、どの用途に違反が多いのかに関するデータがありますので、その辺りを書いておきたいと思います。

最終的には、東京のトータルの安全を考えなければならないわけですが、4「現状の課題」(3)、(4)について委員の皆様がおっしゃっているようなところで、どういう用途の違反が多いのか、出火危険が高いのかについて整理させていただくということでよろしいでしょうか。

【委員】

つまり、図8か何かにそれがくるわけですね。図7で消えてしまっているのだから私はあんまりしっくりこないです。

【庁内関係者】

はい、書きます。

【委員】

図7の次に、何かデータをということですね。

【庁内関係者】

用途別の違反指摘率や、違反指摘数と面積の関係のデータがありますので、定量的な部分をしっかり3の現状で書かせていただこうと思います。

こういう現状を見たら、違反の是正されない防火意識の低い建物にマンパワーを集中させる方が、費用対効果もいいのではないかというような形で、もう少し現状の課題も書かせていただくということで、よろしいでしょうか。

【委員】

今、【委員】がおっしゃったのは、記載内容と、それに関するエビデンスの対応関係という問題だと思

うのですけれども、それに関連して、細かいことですが確認したいのは、6 ページの下から9行目「複合的なビル等には適用のハードルが高いという声が多く聞かれる」という記載についてです。おおむね、この答申では、事実として述べてあることについては、それを裏付けるような図を付けて、参照するように指示されているのですけれども、今お伺いした記載についてはどこから出ていることなのでしょうか。

【庁内関係者】

ヒアリングです。

【委員】

ヒアリングですか。ヒアリングデータについては、以前拝見したときには全部のヒアリング内容の詳細を示す個票がついていましたが、今回の答申はそれを省かれたということですね。

どこまで詳細な資料をつけるかは悩ましいかと思うのですけれども、ただ、ヒアリングについては、添付されている結果概要のみだとすると、このままでは意味が読み取りにくいと思います。概要では、こんな意見が出ていますよという点と、その意見が誰から出ているかで番号の羅列で示しているのですけれども、どのような属性のヒアリング対象から出た意見であるかを知りたくなる。しかし、そのときに、前のページのリストを見て、番号と照合しつつ見ていく必要があるので、混乱して分かりにくいと思うのですね。整理の仕方をどうするのかは難しい点で、また、何を訴えたいのかにもよるのですけれども。

例えば、建物の大きさが意見内容を決める重要なポイントで、それにより意見が変わってくるという点を読み取ってほしいというのであれば、作業がかなり大変になるのかもしれませんが、現在、7とか10とか13とか数字のみで書いてあるのを変更して、どの規模の建物であるかが直感的にわかるように記号を振るなどの方法もあるかなと思います。この建物のナンバーは恣意的というか、ヒアリング順という理解でよろしいでしょうか。1は1である必要があるのかどうかということなのですけれども。

【事務局】

特にないです。

【委員】

ないのであれば、仮に面積で意見がどうなるのかを訴えたいのであれば、大きいところを最初に並べ、その次に中程度、最後に小さいところを並べるというように順序を変え、さらに番号に記号をつけていくと、直感的には理解しやすいと思います。つまり、A-1、B-1、C-1という形にしていく。このような作業は、申し上げたように整理が大変なので、他のやり方でも結構かと思えますし、また、大きさ以外の視点から見させたいというなら、その点から整理もなさってもいいのですが、もう少し読み取りやすくなるようにご検討いただくのがよいかなと思います。

【庁内関係者】

参考資料につきましては、整理させていただきます。

【議長】

他、何かございますでしょうか。

【委員】

6 ページの6「建物関係者による自主管理体制の充実・継続」というのは、かなり今までの会で議論させていただいて、あと、資料も今まではたしか3パターンあって、中小ビルのパターンとか、大規模ビルのパターンと、複数のビルを管理しているパターンみたいなところで整理されたものが前回まで出てきて、そこでいろいろ話をさせていただいたと思うのですが、今回のこの答申及び資料だと、そこが全く入っていないので、定性的なところはこの①から④ぐらいの、こうすべきとか、こうすることみたいなところに入っているのですが、そこは今後織り込まれるのですか。

私も答申作業は初めてなものですから、形式的なことかもしれませんが、今までやられたことがごっそり抜けている感じもするので、今後これをどういうふうにお作りになるかも、あわせて教えていただければと思うのですが。

【庁内関係者】

村上委員ご指摘のとおり、今まで検討してきたパターンについては、入れたほうが良いという議論になれば資料として入れさせていただきます。

【委員】

あともう1つだけ、関連した話で、先ほど【委員】がおっしゃった6ページの「複合的なビル等には適用のハードルが高いという声」は実務的に我々がやっているときも実感として強いのですが、適用のハードルが高いのでどうするかというのは、この答申のどこかに入っているのですかね。この④で読み取れるかなと思って読んでいったのですが、そこまで読み切れなかったものですから、ここはどこで表現されるかというのを教えていただけますか。

具体的に言うと優マーク制度は適用するとなると、たくさんテナントがいる場合1テナントに違反があれば、結局適用できないという、極端に言うとそんな制度になっているので、そこを少し緩和することが課題ではないかと。それを緩和するというのが、この④のところに書いてあるかと思うと「制度を理解しやすい形になるように」としか書いていないので、分かりやすくするというのと緩和するというのは、どういう関係になっているかというあたりをお教え願いたいです。

【庁内関係者】

今、指摘がありました、確かに全部のテナントさんの合意を得ないと優マークは取れないというのは、1つのハードルになっているのは事実でございます。このため、平成28年の12月に、実は部分申請というのを取り入れておりますが、なかなかそれも振るわないのですね。

今そういったところで、見直しを含めて、一応認定をするという、防火プラス法令プラス自主防火というハードルがちょっと上がった制度ではありますので、そこは落とさずに、ただ、申請の単位をしやすくするという努力はしておりますので、この中に部分的な申請であるとか、その申請の方式などについて、さらに検討を重ねて、申請しやすい環境づくりをという形で文言を入れさせていただくことでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

【庁内関係者】

今ご指摘のとおり、6、(1)、④では、優マークの課題を踏まえた、新たな制度等を考えなければいけないということと、優マーク普及の弊害となっている部分を踏まえた制度として考えなければいけないということ、留意事項で入れさせていただきます。

【委員】

5ページの5行目からの一文なのですが、火災危険性の高い建物に集中することにより、それ以外について防火管理が維持されていくように誘導とあるのですが、ここは(2)のAI技術を活用したビッグデータの推進という項目になっていますので、恐らくここよりは、その前の(1)の後ろにあったほうが、あるいは別のところのほうがしっくりいくのではないかなと。恐らくAI技術をとというのは、そこまでの「べきである」というところで終わっているような気がしますので、ご検討いただきたいと思います。

あと細かいことですが、6ページ、16行目の最後「事業所の用途や使用形態の変更」とありますけれども、これは「建物の使用形態」としたほうが良いのかなと思います。

それと3つ目、私、欠席した回もありますので、検討されたのかもしれないのですが、8ページ目の最後に、新しい技術が出た場合は柔軟に対応するというふうに書いてあって、これ自体間違いなことなのですが、言葉に切れがないといえますか、最初読んだときに、意味も把握しかねるところがありまして、「防火防災分野に活用される場合は柔軟に対応するなど」とありまして、もうちょっとはっきり書いたほうが良いのではないかなと。この答申自体が、防火管理というところにターゲットを絞っていますので、防災というよりは、機器であるとか、そういったところに新しい技術がということで、はっきり書いたほうが良いのではないかなと思いました。

その3点でございます。

【委員】

今の【委員】のお話と関連するのですが、私もこの最後の「新しい技術に対する情報収集を行い」云々で、その最後が「効率的に防火安全が確保されるよう指導していくことが必要である」とある

のですが、ここに「指導していく」という言葉を使うことに違和感があります。もともと効率的な行政指導という目的があるのですが、「新しい情報技術の収集」とか、「それを使うことで効率的な防火安全が確保されるよう取り組んでいく」とかなら分かるのですが、これを「指導していく」という方向に行くには、ちょっとこの文が足りないのではないのでしょうか。ここで「指導」が出てくるのは、その目的が「指導」だからでしょうか、つじつまが合っていないように思います。いかがでしょうか。ここが読んでいて気になったところです。以上です。

【委員】

全体を通してA Iについての議論は、あまり詰められていないと思うのです。こういうものがあるよ、これも使いますよということ自体は、もちろん否定することではないと思いますし、A I導入を検討し、今後その活用方向に進むこと自体は望ましいと思うのですけれども、締めくくりのところで大事なのが「防火安全が確保されるように指導していくことが必要である」ということを実質化する議論であり、I C TやA Iとかの技術を使ってそうすることを述べる以外にも、もっと大事なことがあると思いますので。

【庁内関係者】

最後は分かりました。おっしゃるとおりで、具現化してトータルの安全を確保し、意識を高めるような取り組みを積極的に行っていくなさいという。

【委員】

制度の検証とか、いろいろ。

【庁内関係者】

分かりました。

先ほどからご指摘いただいた件につきまして、まず1点目は書く場所でございますので、それは検討させていただきます。

それから2点目、「建物の使用形態」に変えるというのはそのとおりだと思いますので、変えさせていただきます。

それから最後の書き振りは他の委員もおっしゃっているとおりなので、ここは最後の締めくくりとしてはおかしいというご指摘だと思いますので、整理させていただきます。

申し訳ないですけども、ざっともう1回、再確認させていただきます。

目的がよく分からないではないかということでもございましたので、実態や現状として、どういう用途に違反が多いのか、危険性があるのかという話を明確に書かせていただきます。

また、東京のトータルの安全を進めるためにはということで提言の5、6を記載しますが、6「建物関係者による自主管理体制の充実・継続にむけた提言」では、今まで検討してきたパターンについての記載と、既存制度である「優マーク」が進まない理由も踏まえて、より普及させていく形がいいのではないかとこのところで整理したいと思います。

最後の7「おわりに」では、自主防火という目的にあった形で明確に書かせていただきます。

以上が、今までの議論の内容だと理解しているのですが、よろしいでしょうか。

【委員】

32行目のさきほどの【委員】のご指摘のところ、これ、1文いらないですよ。余計だと思います。

32行目の「また、今後も」この1行がいらないと思います。

7の「おわりに」の8ページの32行目の、この一文がいらないのですよ。ここにI C T、A Iと、またぐちぐち言わないほうがすっきりするのではないですかという。そのほうがきれいではないですか。

【庁内関係者】

おっしゃるとおりです。分かりました。

【委員】

一番最後に「積極的に新しい技術に対する情報収集を行い」とあるから、その前にも言っているからもういいのではないかなと、私は個人的に思いました。

【庁内関係者】

わかりました。明確に分かりづらいという話でございますね。他に何かありますでしょうか。

【委員】

全体にこの答申の流れが把握できないのですけれども、目次のところなのですけれども、まず、ここでは自主防火管理、これが一番最初に出ているように、「消防法における防火対策の基本は、建物関係者による自主防火管理である」ここから出発するのですよね。

そして、これに対して、立入検査等々の手法は行政監督ですよ。つまり、この自主管理体制に対する行政監督ですね。そうすると、自主防火管理に関する制度と行政監督は決して立入検査だけではありませんから、自主防火管理に関する制度と立入検査の意義も、自主防火管理と行政監督がどういった関係に立っているかということですね。

そして次に自主防火管理制度の概要。

そして次に自主管理に対して行政監督の意義。

そして、現在、行政監督がどういう現状にあるか。人が足りない、いろいろなことがあるわけですね。どういう現状にあるのか。

そして、現状の課題は何か。

5番で、効率的な行政監督に向けた提言。行政指導だけではないと思うのです。行政監督に向けた提言をされておられるのだらうと思うのです。

もちろん行政が果たさなければならない役割はありますが、基本は自主管理体制ですから、6番のところ、あくまでも建物関係者による自主管理体制の充実と継続に向けた提言をしていくということではないかと思うのです。

これが恐らく答申の流れだろうと思うのです。

【庁内関係者】

おっしゃるとおりで、平行で自主防火管理と言っているのですけれども、そもそも消防法では、建物の安全は自主防火管理が一義だとしていて、それを監督する立場として立入検査権を与えていて、それは最終的に罰則までであると、それで安全を確保するという制度になっています。

【委員】

そうですね。だから、自主管理が基本で。だけれども、自主管理に任せっぱなしにしておくわけにいかないから、行政監督をして、ちゃんと自主管理体制がうまくいっているかどうか調べる。その手法として立入検査があるし、立入検査で見つかったことに対してさまざま警告をしたり、命令をしたり、罰則をかけたりするということですよ。それから、さまざまな行政指導も行っていく。これもやはり行政監督の中ですよ。

ですから、今日の会議のはじめに【委員】がおっしゃったと思うのですけれども、自主管理体制と行政監督のそれぞれの役割分担、どこまでが自己責任で、その中でも自己責任に任せ切りにすることができないから、ここの部分は行政が関わっていくのだという監督ですよ。そこら辺のところの基本的な議論ができていないのだと私は思うのです。

これを読んでいて、ここまでが自主管理だと考えているのだな。それができるところと、全く期待できないところがあるのですよね。全く期待できないところに対しては、手とり足とり必要とするようなところもあるわけでしょう。

ですから、ここの答申の流れとしては、まず、先ほどからしつこく言いますが、自主防火管理体制。これがここに書いてありますように、要するに基本なのです。だけれども、それを任せっ切りにはしておけないから、行政監督をする。その行政監督の手法の1つとして、立入検査がある。行政指導がある。警告がある。命令がある。罰則があるのです。そういう流れだとよくわかるのです。

自主防火管理に関するこういう制度があって、これに対して監督をする。その意義は何か。任せ切りにしておけないからだ。それで、行政監督の現状はどうなっているのか。その現状の課題は何か。効率的な行政監督をするための提言として、この(1)から(5)までがあると思うのです。それは行政監督ですから、あくまでも基本である自主管理体制というものを充実・継続していかなければならない。その提言が何よりも重要である。という流れかなと。それだとよく分かるのです。

一体にこの文章を読んでいて欠落しているのは、どこまでが自己責任で、自己責任に任せ切ることができないから、ここからは行政が介入するのだ。何かそういった自主防火管理体制と行政監督との関係みたいな、基本にある考え方が、消防ではこう考えているのだということが、よく見えないのです。

以上です。

【序内関係者】

2ページの2「自主防火管理に関する制度と立入検査の意義」としてありますが、消防法における建物の安全確保方策といった内容で1つ大きなくりをしまして、自主管理が基本で、それを補足するための話として立入検査というのが担保されていて、この2つの大きなテーマの中で、トータルの安全を確保することになっているということを明確にしたいと思います。今のご意見のとおりだと思いますので、2番のところで分かりやすいように整理させていただきます。

それから、一連の建物のライフサイクルというのがありまして、建物が建ってから50年ぐらいのスペンで、消防機関とどういう関与をして、どう安全を確保するのかというのを、今のご意見のとおり2番のところで整理させていただきます。

また、現状の課題でも、行政側の課題と自主防火の課題というところで整理したほうが分かりやすいというご指摘だと思いますので、足りない部分があり申し訳ございませんが、直させていただきます。

【議長】

ありがとうございました。

今回、委員の方々から大変貴重なコメント、ご意見いただいていますので、それらを踏まえて、事務局でお答えいただければと思います。

また、委員の方々からご意見いただきましたけれども、当然これまでやってきたことを書くべきなので、そういったことを踏まえながら、もう一度、表現の強弱なども含め、整理いただければと思います。

他、特によろしいでしょうか。

それでは、今回の議事については一通り終わりましたので、司会を事務局にお返しいたします。

8 閉会

事務局から、次回総会の日程調整について連絡がされ、閉会した。